

福祉厚生常任委員会記録【未校正】

○招集日時	令和5年12月	7日(木)	午前10時00分
○招集場所	議事堂大会議室		
○出席委員	委員長	関川	翔
	副委員長	鈴木	三男
	委員	杉山	尊宣
		佐野	太一
	〃	石井	めぐみ
	〃	金澤	克仁
	〃	齋藤	久代
	〃	遠山	智恵子
○欠席委員	なし		
○出席説明員	総務部長	鈴木	文江
	財政部長	田中	英樹
	福祉部長	彦坂	哲
	健康増進部長	渡来	真一
	福祉部次長	下田	浩
	総務課長	松崎	剛
	財政課長	海老原	輝夫
	公共施設整備課長	原部	英樹
	納税課長	三浦	雄司
	高齢福祉課長	秋山	和也
	障害福祉課長	鈴木	哲也
	子育て支援課長	佐藤	睦子
	健康づくり推進課長	香取	美弥
	国保年金課長	関口	勝己
	保健センター長	助川	直美
	財政課副参事	谷池	公治
	高齢福祉課副参事	井橋	久美子
	子育て支援課副参事	松崎	智幸

納 税 課 長 補 佐	細 井 大 悟
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	井 上 秀 和
障 害 福 祉 課 長 補 佐	石 橋 陽 一
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	飯 塚 千 絵 子
健 康 づ くり 推 進 課 長 補 佐	櫻 井 裕 久
国 保 年 金 課 長 補 佐	倉 持 哲 也
国 保 年 金 課 長 補 佐	海 老 原 祐 子

○職務のため
出席した者

議 会 事 務 局 長	吉 田 文 彦
議 会 事 務 局 主 事	柴 哲 次 郎

○付 託 事 件

- 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）
- 議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○調 査 事 件

所管事務調査（令和5年度第2回意見交換会時のご意見・ご要望について、その他）

○審査の経過

ここから校正済（議案質疑（全てなし））

午前10時 分開議

○関川委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから、福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただきます。

それでは、審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドボックスに登載したとおりです。委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対す

る質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めていくことが、議会運営委員会において決定していますのでご理解願います。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らします。御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、御面倒でも発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる「分からないから」「軽微な確認」など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、本件については説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は、通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）の所管事項の質疑はこれで打ち切ります。

次に、議案第62号から議案第64号までを一括議題といたします。本件につきましては、11月24日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第62号から議案第64号までについて、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、議案第62号から議案第64号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これで、議案第62号から議案第64号までの質疑を打ち切ります。

次に、議案第65号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、12月5日にあらかじめ説明が行われております。

お諮りいたします。議案第65号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**関川委員長** 賛成多数です。よって、議案第65号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。
これで議案第 65 号の質疑を打ち切ります。

ここから未校正(付託議案外)

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑を、一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。石井委員、齋藤委員、遠山委員の3人から通告があります。

まず、石井委員。

○石井委員 よろしくお願ひします。フレイル予防について、伺ひます。人生100年時代を年齢を重ねても健康で心豊かな生活を送ることは、市民一人一人の幸せだけではなく、町の活力にもつながります。取手市では子どもから高齢者までが健康で生きがいを感じられる健康づくり・幸せづくりを推進するため、元気な体をつくる運動の推進、おいしくバランスの取れた食生活の推進、そして生きがいづくりと地域・家族の絆づくりのため、健康維持増進に取り組んでいると思ひます。これまでの取手市は高齢化率が高いですが、要介護認定率は比較的高くはなく、元気な高齢者が多いという状態でした。しかし今後は、団塊の世代が後期高齢者に移行し、ますます健康寿命が重要になってくると思ひます。これからの高齢者の介護予防について、どのように対策を取っていくのか——必要なのか、伺ひます。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 健康づくり推進課香取です。

石井委員の質疑に答弁いたします。石井委員のおっしゃるとおりですね、今後は団塊の世代が後期高齢者に移行して、ますます健康寿命というものの延伸が重要になってくると思ひておられます。健康寿命の延伸というのは社会全体の課題ですので、目的の達成に向けては、社会全体の課題となっておりますが、目的の達成に向けては、地域の特性や現状を踏まえた健康施策の検討、推進が、不可欠だと思ひておられます。そして地方自治体が担う役割というものも大きいと思ひておられます。令和5年の10月1日現在ですが、取手市の高齢化率は、34.77%。後期高齢化率は20.1%と、高齢者全体に占める高齢後期高齢者の割合というものは、5割を超えているというような状況であります。健康寿命の延伸のためには、世代、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成、そして、疾病予防や重症化予防、あと介護予防、フレイル対策、認知症予防などの取組が、などの推進が必要だと思ひておられます。こうした取組につきましては、健康づくり推進課だけではなく、保健センターや国民年金課、高齢福祉課——国保年金課、すみません、国保年金課、高齢福祉課など、庁内部署と連携を図りながら進めていきたいと思ひておられます。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 フレイルには3つのタイプがあつて、身体的フレイル・精神的フレイル・社会的フレイルです。3つの社会的フレイルは、社会参加、生きがいづくりにつながる

も大切なことだと思えます。健康寿命と平均寿命の差は、男性は平均9歳、女性は平均12歳といわれております。この差をいかに短くし、健康寿命を延ばしていくのか、取組——こういったところについての取組について、伺います。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。厚生労働省が平成元年に策定した健康寿命延伸プランにおきましては、令和22年までに健康寿命、男女とも3年以上延伸して、75歳とすることを目標としております。体はもとより、心の健康を維持していくためには、社会的なつながりや生きがいを持って暮らしている、行くということがとても重要なポイントだと考えております。人との交流を持つことや、会話をすること、高齢者の介護予防、認知症予防にとっても有効であり、身近な通いの場での顔の見える関係づくりは、日々の生活の中で、助け合い、共助としてですね、社会との重要なつながりとなります。地域での活動する——地域で活動する団体の育成、そして、指導者の育成というものは、介護予防事業の言わば両輪とも言えるものであり、取手市としては、シルバーリハビリ体操やチューブ体操などの介護予防体操の指導者、そして、認知症予防講座として、回想法スクールのアシスタントなどを、地域で介護予防に取り組んでいただくボランティアの養成講習会を行っております。高齢者の方々が、長生きしてよかった、長生きすることは幸せなことと思えるように、今後もですね、地域のボランティアの方々と連携して、健康づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 ボランティアの人数とボランティアの方々の平均年齢って、どのぐらいなんでしょうか。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 お答えいたします。現在、体操指導士のボランティアは167名おります。あと認知症予防事業のアシスタントボランティアとしましては、48名おります。平均年齢としましては、正確には出しておりませんが、60歳から75歳ぐらいまでという形だと思うんですが——すみません、平均——です。公民館や集会所などで健康づくりや社会交流ということで、介護予防・認知症予防に——を担っていただいている状況です。以上です。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 フレイル予防の体操などいろんな地域で取り組んでると思うんですけども、どのぐらいの団体さんがこのフレイル予防の体操とかを行っているのかというのは、調査——把握はされてるんでしょうか。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 地域での活動ということでお答えいたします。補助金を、活用してですね、地域で活動している団体は今年度、8団体あります。あとは先ほどお話ししたような、シルバーリハビリ体操の団体ですか、あとはチューブ体操ですね、そちらは、各公民館で、70か所ぐらいで活動しているということでは認識しております。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 このフレイルという言葉が数年前から出てきていて、取手市の取組は分かりました。やはり近隣の自治体がどのようなフレイル予防をやっているのかとか、そういった部分に関しては、担当課として情報収集とかしているのでしょうか。

○関川委員長 香取課長。

○香取健康づくり推進課長 すみません——お答えいたします。近隣の市町村までは——ちょっと情報収集しておりませんが、このフレイルの日ということなんですけれども、こちらは2020年にフレイルの日ということで定められたものだという事です。2020年に一般……。

○関川委員長 どうぞ、続けてください。

○香取健康づくり推進課長 すみません。2020年にフレイルの日ということで定められたと認識しております。

○関川委員長 石井委員。

○石井委員 今フレイルという言葉が出てきて、取手市の取組分かったんですが。これいろんな自治体でいろんな取組をしているので、ぜひこの機会にいろいろな——何やってるのかなという、そういった他市の事例なども調べておくことも重要なんじゃないかなと思ったので、最後に申し伝え終わります。

○関川委員長 次に、齋藤委員。

○齋藤委員 公明党齋藤久代でございます。1項目をお願いしたいと思います。今日は、カームダウンクールダウンスペースの設置について伺ってまいりたいと思います。まずこのカームダウン、クールダウンというのはどういうことかということなんですけれども、これは実数にも認定されているわけなんですけれども、発達障害とか知的障害とか精神障害などの障害をお持ちの方が、私たちにはなかなか分かりにくい外部の音とか、視線を遮断することによって混乱を防いで落ちつかれるというようなものの、それを、落ちついてもらうためのスペースのごさいます。それで今空港とかいろんなところにこれが設置されてきてるわけなんですけれども。これは——これカームダウン、クールダウン表すピクトグラムが実はありますので、なかなか今、周知はされていない段階であろうかと思えます。こういうことがあるよということを、普通の方々——一般的な社会生活の中で分かってもらうためにも、まずこのピクトグラムを周知していただいて、それを理解を深めていただけるということをぜひしていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○関川委員長 どうぞ。

○石橋障害福祉課長補佐 障害福祉課の石橋でございます。齋藤委員の質疑にお答えいたします。委員今おっしゃったとおりですね、外出先でですね、何らかのきっかけによりその場で座り込んでしまったりとか、身動きがとれなくなってしまうたり、そういった特性をお持ちの方、いらっしゃいます。事情が分からない人がその状況を見たときに、その方の困り感というのが伝わらずにですね、支援の手を差し伸べることが出来ない、そういったことが考えられます。まずそういった特性をお持ちの方、そういった方がいらっしゃること、そしてそういう方を見かけたときにですね、カームダウン、クールダウンスペース、そういったものがあると、そういったことを知っていただければと思います。そしてまた

カームダウン、クールダウンスペース、こちらにピクトグラムですね、漢字で言うと、標準案内用図記号というらしいんですけども、そういったものが考案されております。カームダウン、クールダウンスペースのピクトグラム以外にもですね、障害のある方、それから高齢者、妊産婦向けのピクトグラムなども考案されておりますので、まずそういったものがあるということを知っていただくこと、それからそういった配慮が必要な方々が身近にいらっしゃる。そういったことを知っていただくように努めていきたいと考えております。以上です。

○**関川委員長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** 取り組んでいただけるということなんですけれども。では具体的には、ホームページとかどういう形で周知していただけるのでしょうか。

○**関川委員長** 鈴木課長。

○**鈴木障害福祉課長** 障害福祉課、鈴木です。お答えいたします。具体的な周知の方法としましては、御紹介のピクトグラムと併せまして、その他障がいに関するマークについても、市のホームページでの紹介や福祉まつりなどのイベントで周知活動、それと市職員向けには、庁内情報システムなどを用いまして、周知について検討してまいります。以上でございます。

○**関川委員長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** はい。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それで一番具体的に分かるのが、このカームダウン・クールダウンスペースが取手に誕生するっていうことだと思ふんですね。取手で、ここの場所とか、どこかに一つでも、取っかかりは一つだと思ふんですけども、取手市が設置したよっていうことで、それって何だろうっていうところから始まるかもしれませんが、そういう意味でも、御本人たちも大変苦勞をされて、今まで不自由な生活をしてらっしゃると思ふけれども、我慢していたりいろいろ工夫されているかもしれません。それでそういうことに気づかない人たちはそういうかたがそばにいたときに、何の配慮も出来なくてお手伝いも出来ないというようなこともあると思ひます。なので、ぜひひとつ、まずこのスペースを

庁舎内でもいいですし市内にはいろいろ人が訪れる場所が、公共施設、図書館も含めて、また民間と提携しているような施設についてもいろいろあると思ふんですね。そこら辺に配置をお願ひしたいと思いますいかがでしょうか。

○**関川委員長** 木村課長。

○**木村管財課長** 管財課、木村でございます。ただいまの御質疑に答弁いたします。今ご案内いただきましたように、取手市には様々な施設がございます。その中で、まず管財課が所管しています取手庁舎について、その設置についてということで、お答えさせていただきます。まず、設置の箇所ということで今考えてございますのが、仮に設置した場合というところは、福祉部がある新庁舎の1階が望ましいのではないかとこのように考えているところです。ただ現在、福祉部各課がございましてけれども、その執務室も非常にスペースが今ないという状況でございます。また、面談室が3つあるんですけども、そこも非常に使用の頻度が高いということを確認してございまして、なかなか新たな設置場所の

確保というところが難しいというふうに今感じてございます。ただ今、齋藤委員から御提案ありましたように、こうしたスペースの設置というところにつきましては、例えばそのほかのワンストップの窓口の拡充とかということもいろいろございますけれども、そうしたことも含めて、全庁的な課題として考えていきたいというふうに考えているところです。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。取手市は本当県で初めてあいサポート運動にもね、取り組まれていたり、また本当に今、ユニバーサルデザインが当たり前になりつつある社会でございますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。それで気がかりなことは、例えばいつ起こるか分からない災害時ですよ。そのときに、こういう方のスペースを、ぜひ配置するっていう考えを持っていただかないと、早速間に合わない。混乱が起きるといようなことがございます。ぜひそこもお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○関川委員長 彦坂部長。

○彦坂福祉部長 福祉部彦坂です。ただいまの御質疑に答弁いたします。まずはですね今回カムダウン、クールダウンスペース、こういったものの設置に関しましてまた存在につきましてピクトグラムなども含めまして、御紹介いただきましてありがとうございました。我々としても大変勉強になりました。本当に災害時を含めまして、通常時もそうなんですけれどもいろいろな形で、こういったスペースが必要になるということは、本当にいつ、そういう状況になるかというのは分からない状況ですので、先ほど管財課のほうからお話しさせていただきましたが、公共施設に関しましては、その他、所管が管理している施設もございますので、そういったところとの協議、また、さらにはこの必要性について、福祉部門からですね、各部署に対しまして、きちんと情報を共有いたしまして、今後の様々な場面で生かせるように進めてまいりたい、そのように考えております。ありがとうございます。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 災害時も対応してくださるということの理解でよろしいですか。

○関川委員長 彦坂部長。

○彦坂福祉部長 対応のほう私がお約束できるわけではないですが、きちんと協議と情報共有のほうはいたします。

○齋藤委員 よろしく願いいたします。以上で終わります。

○関川委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 私のほうからまず1点目、保育行政についてです。子ども・子育て支援計画でしたっけ、今これから取り組むということで承知してるんですけども。その中で、改めて第五次保育所整備計画策定ということがありましたので、改めて目的・方針、そして今後スケジュールがもし考えているんなら、あわせてお聞きしたいと思います。

○関川委員長 佐藤課長。○佐藤子育て支援課長子育て支援課佐藤です。遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。現在、第4次となる保育所整備計画は、上位計画である、子ども子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備指針を定めております。議員お尋ねの――委員お尋ねの第5次保育所整備計画につきましては、令和7年度を始期とする取手市

第3期子ども子育て支援事業計画を来年度策定することから、その準備作業とあわせて、第5次保育所整備計画の策定も進めております。今後につきましても、保育の質の向上と保護者ニーズへの対応を図るため、公立保育所と民間保育所の役割分担を調整していく必要がございますので、公立保育所が担う役割を精査し、中長期的な計画に基づきまして、適正な管理運営に努めるとともに、二つの計画に基づく様々な施策により、子育て環境の充実を図ってまいります。そうしましたら、今後のスケジュールなんですけれども、まず今年度——令和5年度中に、取手市内の子どもや子育て世代に関する現状を把握すべく、ニーズ調査を実施いたします。これによりまして、現状・実態を確認するとともに、未来を見据えた計画素案の策定を進め、令和6年度中には第五次保育所整備計画と第3期子ども・子育て支援事業計画の2つの計画を完成させるよう、策定作業を進めてまいります。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。今、課長答弁の中にあっただけですけど、保育の質を高めるといところで。そういう意味では3点目の保育ガイドラインの策定を求めてきているんですけども、改めてここで確認をしたいんですが。今の現時点での審議会の前——以前の審議会のメンバーの中で、学識者といところで西先生が長く参加されていて、そこで保育ガイドラインという、取手市としての子ども・子育て、また保育・教育、こうあるべきというものをつくっておくといいですよといところで発言があって、私もそこ——それから参考にして、いろいろ調べたりしてんですけど、改めて取手市としても今、民営化も進んだりということで、保護者のニーズも随分変わってきているということも現実もあるので、改めて子どもにとってこうあるべきというような指針・保育ガイドラインを策定してはと思うんですが、その辺、検討はされているんでしょうか。

○関川委員長 佐藤課長。

○佐藤子育て支援課長 遠山委員の御質疑にお答えさせていただきます。保育のガイドラインは、一般には、保育を実施するにあたり、公立、私立を問わず、厳守すべき事項や注意すべき点などを取りまとめたものであると理解しております。ガイドラインを作成し、公表することで、保育に関わる様々な事項を施設管理者をはじめ、保護者や地域の方々などに広く知っていただくよい機会になると、考えますが、現在のところは、各施設においては、立入り監査の実施を初めとするチェック体制が構築されており、さらに、各公立及び民間保育施設との連絡を密に取ることによりまして、質の高い安全な保育環境や、現場の維持の実現につながっていると考えております。したがって、現在のところ、改めて保育のガイドラインを策定することは考えておりませんが、保育ガイドラインの作成と公表は保育方針や基準などを保護者をはじめ多くの方に知っていただき共有することができる機会とも考えられることから、既に作成・公表している先進自治体などの事例を参考にしつつ、取手市での策定については、今後の検討課題としたいと思っております。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。保護者の方には——方では、夜なかなか寝ないから、

保育園・保育所ではお昼寝をしないしてほしいというような——そういった声が本当に取手だけじゃなくてあるということ、私最近知ったんですよ、びっくりしまして。午睡は子どもにとって大事なものと、ただずるずると長く寝かせておけばいいってもんではないというのもきちっと学んできているんですけども。あと先ほどの齋藤委員の障がい者の問題、スペースをとということで、それも本当に大事なことだなと思って聞いてました。そういう意味では、基本は障がい児も障がい者も、この地域の中でみんなが育っていれば——生活していれば、今大きな声出したけどちょっと不安なんだなって、そういう経験・体験が大事だなと思いながら聞いていました。ちょっとその点だけ、感じたんで足しておきます。よろしくをお願いします。次に介護保険事業について。ケアマネジャーやヘルパー等の人材確保状況をお聞かせください。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課秋山でございます。遠山委員の御質疑にお答えいたします。介護の現場におきまして人材の確保は以前からの継続した課題となっております。また、後期高齢者の増加により、介護サービスの利用者の増加が見込まれる中、介護職員数を増やすことも全国的な課題となっております。委員ご指摘のケアマネジャー、居宅介護支援専門員について市内の状況を御説明いたします。高齢福祉課では定期的に市内の居宅介護支援事業所に対し、事業所に所属する介護——居宅介護支援専門員の人員について調査を行っております。令和2年4月には、27事業所88人が市内で仕事をしておりました。最新の調査であります令和5年4月は31事業所88人で行いました。調査結果から、ここ数年の居宅介護支援専門員は、事業所数・人数ともに大きな増減はなく、横ばいであると捉えております。しかしながら、取手市内においても、介護保険の利用者が増える中で、居宅介護支援専門員の人員増が望ましい状況であるというように捉えております。また、訪問介護に従事するヘルパーについても、これも全国的に不足の傾向にございます。介護の職種別に見ますと、施設等で働く介護職員と比較しましても、訪問介護員は特に人手不足の状況にあると言われております。市内においても、次期介護保険事業計画策定のために行ったアンケート結果から、施設居住系の事業所では、若い職員が確保出来ているのに対し、訪問事業制度や比較的高年齢の女性職員が職員の多くの割合を占めているというような傾向が出ております。介護現場の人材確保には、職員の処遇改善が必要であり、その構造的問題の解決については厚生労働省が行う介護報酬改定の取組が必須であると考えております。来年度、令和6年度の報酬改定の方針を、市としても注視してまいりたいと考えております。また、介護人材確保については、都道府県が担う部分が大きいいため、茨城県が行う施策については、各事業所への連絡共有を行ってまいりたいと考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 今回、請願も出てるってところで、保育士の雇用の問題なんですけど、その辺と相通ずる点があるなあ、というふうにちょっと認識しているところです。続いて、第5圏域の地域包括支援センター、開所されているわけなんですけど、運営状況といいますか、今後の計画——っていうか、その辺も含めて、お聞かせいただきたいと思っております。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 御質疑にお答えいたします。介護保険の事業計画、市内を5つの日常生活圏域に分けて、第4圏域と第5圏域合わせて1つの地域包括支援センターで担当しておりましたが、昨年度——令和4年度に、第5圏域に地域包括支援センター社協藤代を設置し、各圏域に1か所ずつセンターが設置されました。地域包括が1か所であった令和3年度の第4・第5圏域の相談実績が約7,500件であったのに対し、昨年度——令和4年度の相談実績は、第5圏域だけで5,000件ということで、こちらは相談しやすい場所に新しいセンターが出来た、その利点が数字として出ていていると感じております。第5圏域のセンター新設から1年半が経過しまして、当初ご心配いただいていた相談支援の引継ぎなどについても、住宅福祉法人間で丁寧な引継ぎ——丁寧な引継ぎと連携が行われ、現在はそれぞれのセンターの活動も安定しているものと捉えております。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 あともう1点は、地域からもちょっと要望というか——あったんですが、協議会、何だっけ、支え合い教育——すぐこの忘れるようになってっちゃう。その計画はどう、どうなってます。そろそろ立ち上げてもいいんじゃないかなあ、第5圏域でもって思ってるんですけど、人材発掘——っていうかね、つながるんで。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。議員から御質疑ありました協議会について、まず御説明いたします。現在市は介護保険地域支援事業の生活支援体制整備事業として、コーディネーター及び生活支援等サービスの提供主体が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場として地域支え合いづくり推進協議会を設置し、多様な主体による多様な取組のコーディネートを中心に事業を行っております。第5圏域に地域包括支援センターが新設される以前より、現在まで第4・第5圏域については一体的に取り組んでまいりました。今後第4・第5圏域の取組が軌道に乗り充実した際には、第4圏域・第5圏域にそれぞれの圏域で協議体を設置することも考えとしてはございます。引き続き、第4・第5圏域の取組について、市としても支援しながら状況を見ていきたいと考えております。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 了解しました。そうですよね。そういう方向であるかなあ、とは思っているんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。3点目の、ニーズ調査……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 回答結果、どのように受け止め、生かすのかを伺ひます。

○関川委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。高齢福祉課では現在令和6年度から令和8年度の事業計画であります第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画の策定作業を行っております。また、策定作業に先駆け、高齢者の日常生活の状況・心身の状態・介護予防に対する意識・福祉介護保険事業に関する意見についてのアンケート調査を実施しました。既に、市のホームページに調査結果については公開しております。この介護予防日常生活圏域ニーズ調査の結果からは、新型コロナ禍を経た市内の高齢者の生活機能の低下リスクが読み取れたと共に、アンケートには日頃感じたことを御自由にお書き

くださいということで、自由筆記の欄も設けております。ここに寄せられた内容についても、今後の事業実施に活用したいと考えております。

○**関川委員長** あと1分です。

○**遠山委員** あと1分か。

○**関川委員長** お願いします、遠山委員。

○**遠山委員** 今のは4点目と通ずるかなということで、次に移ります。障害者基幹相談支援センターの申請についての進捗状況、もし課題があれば、その対応を伺います。

○**関川委員長** 鈴木課長。

○**鈴木障害福祉課長** 障害福祉課、鈴木です。お答えします。御質疑ありました、基幹相談支援センターについてでございますが、設置の目的としましては、地域の相談支援の中核的な役割を担いまして、総合的・専門的な相談支援体制を整備し、地域の相談支援体制を、強化を図るものでございます。主任相談支援専門員が、様々な内容の相談を受け、機関——関係機関と連携することで、ワンストップでの対応ができるようになるものでございます。御質疑の進捗状況についてでございますが、設置に向けた取組としまして、自立支援協議会における検討について御説明いたします。自立支援協議会では研修等を実施しまして、先ほど御説明しました基幹相談支援センターの目的について、協議会の委員が理解し、他市の設置状況等を把握、相談支援体制づくりにつきましては、市のサービス提供の現状から取手市に合った体制を検討している状況でございます。課題についてというところでございますが、早期設置に向けてというところに関しまして、これまでも、自立支援協議会において、委員の方々の熱心な取組もありまして、順調に検討を進めている状況でございます。来年度内に設置の視野も入れて検討を進めているところでございます。以上です。

○**関川委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 最後、地域福祉計画の推進ということで、庁舎内での位置づけ。絵にかいたもちにならないために、会議を持っていただきたいと思うんですが、その辺どうでしょう。

○**関川委員長** 飯泉補佐。

○**飯泉社会福祉課長補佐** 社会福祉課、飯泉です。遠山議員の質疑にお答えいたします。まず第4期福祉計画、令和6年度——次年度からなんですけれども、4か年にわたる、その進捗状況につきましては、先々月、10月24日に開催しました第4回目となる策定委員会において、委員さんの意見を集約し素案が完成したことにより、来週、再来週なんですけれども、今月20日から年明け1月19日にかけてパブリックコメントを実施する運びとなっております。また地域福祉計画の位置づけといたしましては、地域における高齢者の福祉、障害の福祉、児童福祉、その他福祉の各分野における共通的な事項を記載しておりますので、各種福祉計画の、いわゆる上位計画、マスタープランとして、福祉に関する計画策定における指針として活用されています。また、議員ご質問の庁内での位置づけにつきましては、現計画、令和5年度ではあるんですけれども、令和2年から4か年にわたる第3期の地域福祉計画に対するもので、その中で基本施策の各種事業を展開する担当課に対しまして、事業の進捗、また取組がなされていない場合は今後の展望などを中間報告とし

て、各課との情報の共有という形で取り組んでおります。以上です。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 この委員会の中で、私もちょっと傍聴させていただいたときに、検証を各課で——担当課で検証するというので、丸がABCの段階で、丸がつくっていうところで、ちょっと何か——基準どうなってんだろうかと、曖昧んではないかっていうような。だから、そういう意味では、あちこちに移送サービス欲しいとかって、移動が——大事だというのがあって……

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○関川委員長 終わりです。

○遠山委員 (続) 庁舎内でも打合せをお願いします。

○関川委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

ここから校正済(討論・採決)

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。——ないようですので、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 討論なしと認めます。これで当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算(第9号)(所管事項)について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって議案第60号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

議案第62号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって、議案第62号は可決されました。

議案第63号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって、議案第 63 号は可決されました。

議案第 64 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって、議案第 64 号は可決されました。

議案第 65 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって議案第 65 号は可決されました。

これで当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

ここで休憩します。

午前 時 分休憩

ここから校正済（意見交換会・その他）

午前 時 分開議

○関川委員長 再開します。この後、午後 1 時から請願第 43 号について審査予定です。審査に係る執行部の皆さんは、時間までに大会議室にお集まりください。この後は審査日程を変更し、12 時までを目安に、令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会の御意見・御要望について、執行部からの回答を確認いたします。この回答に関係しない執行部の皆さんは、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

執行部の移動のため休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○関川委員長 再開します。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会での御意見・御要望について、サイドボックスに掲載したとおり、執行部より回答をいただいております。執行部からの回答について、確認ございますか。

確認する項目の番号を述べてから発言をお願いします。——これで、執行部への確認を打ち切ります。執行部の皆様お疲れさまでした。退席していただいて結構です。この後、午後 1 時から請願第 43 号について審査予定です。審査に係る執行部の皆さんは、時間までに大会議室にお集まりください。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○関川委員長 再開します。令和 5 年度第 2 回市民との意見交換会での御意見・御要望について、執行部より回答をいただいております。表及び先ほどの執行部への内容の確認を踏まえて、ただいまの休憩中、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

それでは、執行部からいただいた回答及び執行部への確認で、意見交換会の回答の趣旨は固まったと思います。それ以外の部分の取りまとめ及び字句の整理は委員長に御一任いただき、これを改選後の福祉厚生常任委員会に引継ぎをしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関川委員長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○**関川委員長** 再開します。この後は審査日程を変更し、12時頃までを目安に、その他についてを行いたいと思います。

次に、その他です。遠山委員から、サイドブックに掲載した議員提出議案を提出したという提案がありました。まず、遠山委員から、この議員提出議案についての趣旨説明をお願いします。

遠山委員。

○**遠山委員** もう私たちも再三取り上げてきたという課題です。今回、また諦めずに一般質問で——今回は私が取り上げたわけなんですけども。提案理由という——資料を見ている——御覧いただいているかと思うんですが、提案理由にあるように、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに——の間にあるものに係る被保険者均等割額を免除するため、本条例の一部を改正するもの、として、今回提案をしたいと思うんです。何せ44億円もの基金があるということで、ほかの会派の皆さんとか、ほかの議員の方からも、昨年——昨年は47億円ということでびっくりして、昨年の、今度、令和4年度の国保決算を見たときに、この委員会で見ただけなんですけども、44億円ということで、将来的に、大事にしていきたいというような執行部からありましたけれども、でも、やっぱりちょっと44億円というのは、もう、ほかに類を見ない、本当に大きな基金です。本当だったら、みらい会派の一部議員の方からも、無会派の方からも、10億円ぐらいちょっと、ここで思い切った引下げ、提案したいよね、というような発言も、実は私も耳にして——というか、声をかけられたという経緯がこの間ありました。そういう意味では、そこまで皆さんとの協議というのがなかなか——本当はそれ——思いきった引下げ、私はこの委員会でも提案出来たらいいなというのは、もちろん考えているんですけども、当面、今期最後の議会、そしてこの委員会でもありますので、当面この18歳以下の——半額減額だったんですけども、これを免除っていうふうに、この条例提案をしています。そうすれば全額免除になるんで。ぜひ、この委員会として。提出者は全然、私たちもう誰がなってもいいよねっていうことで、皆さんに、むしろ——と思っているんです。だから、提出者は本当に名前は書かずに、この委員会としてまず本会議のほうに提案出来たらいいなという、本当切なる願い、もう状況は、詳しい中身はもう皆さん承知してると思うし、先日の一般質問では、あと幾らあればって言ったときに、答弁では800——約800万円。来年、再来年考えたら、子どもの数だって減ってるって、あちこちでいわれ

てるわけですから、それ以上にはならないというのはもう明らかなので、全国でも全額免除というところもありますので、何ら法的には違反しないというのは、私も厚労省だとか——県もそうだし、厚労省にも確認しています。ですから、ちょっとここで委員会で提案出来ませんか。そのことを皆さんに提案したいと思っています。よろしくお願いします。

○関川委員長 説明が終わりました。ただいまの説明について、質疑ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。遠山さんの言われてる子育て世帯の負担軽減という思いは、全くこれは一緒でございます。ただ、この議員提出議案として、条例の改正ということになると、これ予算措置を伴う条例の改正になると思うんですよね。その中で、ちょっと一つお尋ねなんだけど、執行部との事前の協議・調整というのはされたんでしょうか。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 まず条例提案となると、法制化というところで、確認をまずさせていただきました。そういう意味では、担当課とも協議——というか話はしています。最後の3ページにありますように、附則で、来年度——令和6年度の4月1日から施行ということで、予算はまだまだこれからということなんで、なんせ特別会計——国保の特別会計に影響があるかという、44億円のうちの800万円ですから、これはすぐできる金額だということを受け止めたところです。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 条例改正——条例を提案するには、やっぱり予算の裏づけがしっかりないと出来なくて、来年の4月1日だからまだ予算はっていう話ですけども、そうするとこれ——先輩議員に大変恐縮ですけども、二元代表制で、執行部と議会ってある中で、予算を編成したり提出したりする権限は向こう——執行部にあって、我々が予算に対するものを出すとすれば、例えば、執行部が出してる予算の中の、それを削除したりとか、減額したりという修正なんかは出せるけれども、新たな予算措置ってというのは、これは議会側から出すと、その権限を侵すことになると思うんですよね。しっかりしたその予算の裏づけが取れてるならあれだけでも、取れてない中で出すというのは。だから、これを出してしまうと、瑕疵ある議案になると思うんだ、これ……。いかがですか。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 いやいやいやいや、心配は全くないって私は思ってる。これ一財から充てるものではなくて、あくまでも特別会計なんですよ、国保は。だから、国保の中に特別会計の中に44億円という基金がたまり……

○金澤委員 ?基金から使うか分かるということですか、そこは分からない……。?

○遠山委員 (続) そこから使うということなんで、どこから充てられるかって、担当課ともちょっと協議はしました。いやいや、御存じのように基金がありますからね、そこから、この均等割の減額予算は出していましたっていうことだったんで、じゃあ、あと——、だから、あと幾らって聞いたんですよ、私も。そしたら800万って言うから、44億円の800万円、何回出せると思うんだけど、そういうことなんです。

[発言する者あり]

○遠山委員 (続) 違う。いや、今までもこういった、はい、やっています。大丈夫です。もしあれだったら執行部に聞いてください。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 そしたらですね、本当にこの、さっきの繰り返しになるけれども、子育て世代の負担軽減というのは多分、議会として皆さん同じ思いで、私も含めてあると思うんですよね。であれば、こういう形の条例の改正をする提案というよりは、執行部にこういった予算措置を求めるといような内容で、議会から決議案という形で出して、その予算措置を執行部のほうで、条例として今後提案してくださいよ、という内容で——したらどうかかなと思って。私もこの遠山さんのを出されたから、そういうのを考えたんだけど、そういう形ではどうなんでしょう。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 これまでも決議ってよく議会でまとめているんですけど、これ、執行部に対しては何か影響というか、実際やってもらうという——何かありましたっけ、局長。いやいや、だからもしあれだったら——そうね、提案——決議のほうが実行力あるかな——提案もあるかなと思うし。だから私は、44億円の基金、何——ということでは、担当課長に……。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 やっぱり我々議会というのは、地方自治法にのっとって、そのルールの下で運営していくと思うんですよ。効果があるとかないとかじゃなくて、やっぱりこの議案——議員提出議案は、やっぱりその予算の裏づけがしっかりない中で出せない。であれば、今この時期で、議会としてどういう対応が取れるかという、そういった決議案をもって、執行部に対して、こういう——議会はこういう思いですよというのを出す。それしか——このやっぱり決められたルール上での運営となると、それしかないはずですよ。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 そういう考え、私初めて聞いたんだけど。これまで28年議会議員やってきたんだけど、初めてですよ。44億円という基金もあるというのも初めてなんだけど、そこで私たち議会が800万円出して、有効活用のための条例改正案というのが——理解出来ないんだけど。よっぽどあれだったら、市長あてに提言、要望というのもどうなんだろうかな……。

○関川委員長 ちょっと一度休憩して。休憩した後に、協議しましょう。
休憩します。

午前 時 分休憩

ここから校正済(請願)

午前 時 分開議

○**関川委員長** 再開します。休憩中に、金澤委員から決議案が御手元に配付され、委員間で内容の確認を行いました。

お諮りします。御手元に配付した決議案を、委員会提出議案として提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**関川委員長** 全員賛成です。したがって、御手元に配付した決議案を委員会提出議案として提出することに決定しました。

なお、サイドブックに掲載した議員提出議案について委員間で協議を行った結果、委員会としては提出しないことになりました。

13時まで休憩します。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○**関川委員長** 再開します。

これから請願の審査に入ります。

それでは、請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願を議題といたします。本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは、宮本さん、発言をお願いいたします。

○**宮本請願提出者** 本日はお時間をいただき、ありがとうございます。今回、請願を提出しましたけれども、取手市私立幼稚園連合会が請願者となっておりますが、私立の保育園が——私立の団体がありませんので団体名が載せられなかったんですが、私立の保育園も含まれております。取手市の全ての民間施設の請願であることをお伝えいたします。資料のほうに記載されておりますけれども、取手市の保育現場は、今、危機的な状況にあるといっても過言ではありません。理由は、その資料にもあるとおり、周辺地域の保育士への厚遇によるものです。若い先生方が他県へ流出している——千葉・東京などに流出してしまっている。残っているのが9時から2時の短時間の勤務の方や、時間固定のお子さんのいる方が——そういう方は遠くへ勤めに行こうと思っても、処遇を受けられませんので、市内で勤務をするということで、多く、各施設に勤務をされております。小さいお子さんがいますので、お子さんの病気などで休むことが多く、そのたびに他の先生がサポートに入りますが、休むときはなぜかまとまって休みを取るというケースが多く、流行で風邪を引く——お子さんが風邪を引いたとか、そういうことで2人、3人、4人とまとめて休みをとることが多く、そのたびに常勤の先生がそのサポートに入るんですけれども、常勤の先生が自分たちの仕事が出来ずに、大きな負担となっております。またそのために、主任や園長が保育に入るということも今起こっております。毎日ばたばたして、よい保育、きめ細かい保育をしようとしても、それどころではない状況が実際に続いております。不適切保育——今、問題になってますけれども、不適切保育や事故がいつ起きてもおかしくないという、そんな状況にもなっております。また、人材不足のため、園児の受入れをスト

ップしている園もございます。それによって、園の運営にも支障が出てきているのが現状です。これは私の体験なんですけれども、聖徳大学で合同就職説明会という、大学内で今年9月に行われたんですけれども、そこで30園——トータルで60園ぐらいなんですけれども、2日に分けて30園ずつ合同就職説明会を行いました。茨城からは私の園と、それからもう1つ、守谷と取手に園のある法人さんが参加したんですけれども、その1日目の30園の中に私どもの園があったんですけれども、聖徳の学生が200人近く保育業務に就きたいという学生がいるんですけれども、その生徒——学生たちがばーっと集まってきて、それぞれのブースに並ぶわけです。そのときに、ほかのところには、ずらっと行列ができるぐらいに集まったんですが、私どものブースには本当に数人しか来なかったと。これがもう一つ茨城から出た……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○宮本請願提出者（続）園さんもやはり同じような状況だったと。スタートから見向きもされていないというのが現状だと。これを見て、このままではいけないと。やっぱり取手市の保育が、このままではもっともっと質の悪いものになってしまうと。そういう思いから請願をさせていただくことになりました。また、聖徳大学、川村学園などで、学生の半数以上が奨学金を得て通学していると。やはり、その奨学金が減額されたり、補助を受けられたりということで、それは大きなメリットになるので、皆さん千葉や東京に行ってしまう。茨城から通っている学生もいるけれども、茨城を希望している学生は少ないですね、という、直接担当者からそういうお言葉をいただきました。人が出ていった後の地域の少ない人材を奪い合うのではなくて、流出を防いで、近隣からも……

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○宮本請願提出者（続）魅力ある勤務をしようと思う——魅力ある処遇等の措置を、ぜひ取手市にはお願いしたいと思っております。

○関川委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。大変たくさんの資料も用意していただいて、現状を知っているつもりでございましたけれども、本当に厳しいんだなということ、私もさらに実感したところなんです。それでちょっと細かいところでございますが、今回、宮本先生ほか461名の方が署名をされておりますが、これは経営者側の皆さんプラス保護者の皆さんというか、そういう方も入っていらっしゃる数になりますか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 今回は時間がありませんでしたので、保護者からはいただいております。教職員——幼稚園・保育所の教職員及び請願に対する賛同者ということになっております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。それで、明らかに取手市以外の、特に千葉、東京もそうですけれども、待遇がいいということは、ずっと前から聞かされておりましたけど、

このようにたくさんの方の情報を集めていただいたので、一目瞭然でございました。それで大学での様子なんかも聞きますと、もうはなからどこで勤めたいとか、皆さん子どもさんに接する仕事をしたいということでは、やはりいざしやるけれども、その前に、条件とかいろいろなものが、勤めるに当たってはとても、若い方は特に重要視されているってということですよ。そうですね。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 学生は、やはり将来どういうふうに自分が勤めるに当たって、どういう勤務の仕方ができるかというところで、やはり先ほど言いました奨学金についても、借金を背負って勤めていくよりは、それが少しでも楽になったほうが、またなくなったほうがいいと、やはりそう考えるのは当然でありますし。同じ仕事をするのに、収入が何十万円も違うということになると、どうしてもそちらのほうに流れていってしまうというのは、当然の話じゃないかなと思いますので、現状がそうなっているというふうに思っております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは現状のところ、現実に園児の——園児さんの受入れも出来ない状態でいざしやる園もあるということも書いてありました。これ、すみませんが、もう少し詳しく現状の——例えば、毎年何件もこういうふうになっているとかということで、ちょっと声をいただけたらと思うんですけども。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 何名待っているというのは、ちょっとそこまでは分からないんですけども、実際にゼロ歳、1歳の受入れの希望があるんですが、教員がそこまで配置出来ない——基準がありますので、その基準に沿って配置が出来ない。そのためにお断りをしているというケースがうちの園でも、実際ここ2年間続けて、そういう状況が起きています。ほかの園にも5園、6園ぐらいですかね、そういう状況があるということを確認しております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それから、主任の先生やら、それから園長先生も実際に担当されたりというようなことがあるというふうには書いてありますけれども、そうしたら、それはいろいろ立場が全体を見る側だと、いろいろな事務もあったり、いろんなことがお仕事があるんだと思うんですけども、その中でやりくりをして、もう何て言うんだらう——いっぱいっぱいの状態で経営されてる方も——されているというようなことでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 園長先生がやられてる園もあるんですが、もう、仕事が終わらずに夜中まで仕事をされてる園長先生もおりますし、主任が保育に入っているために会議が出来なかったり、全体の仕事が出来ずにどうしても主任たちの帰りが遅くなってしまいます。またはやるべきことを省略しなければならない。それは質の低下にもつながってくるという状況になっております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それで先ほども少し触れられました。お子さんがいらっしゃる保育士の方も多かたりすると、家事とやりくりをしながら、その中でいろんな負担があったときにまたお互いにカバーしながらされているということだと、現場の保育士さんたちも、本当にその蓄積——疲労がたまっているというのはちょっと想像しただけで考えてしまうんですけど、そんな状況も、やはり見受けられるということでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 先生方、本当に皆さん協力してくれて、自分もそういう立場になるかもしれないということで協力をしてはいるんですけども、やはり自分で持っている仕事というのもありますし、そのために、保育に入ることによってその時間が取れなくなって、やりたいことが出来ないというストレスですね、時間の問題もそうですけども心理的なストレスが非常にたまっていて、それが子どもへの対応に出てしまっただけじゃないんじゃないかということも懸念をしております。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 市内には潜在保育士の皆さんもかなりいらっしゃるのではないかなというふうには想像するんですけども、実際、募集をかけられたりとか、声かけ——人脈で声をかけられて、いろんなことも努力もされていると思うんですが、そういう方が職場に復帰されたりとか、そういうようなことは、なかなか可能性としてはあまりない感じなんではないでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 潜在保育士がどのぐらいいるかはちょっと把握はしていないんですけども、もう常に募集をかけている状態なので、もしそういう方がいらっしゃったら目につくようには各園しております。やはり先ほど言いましたように、時間の短い方は、どうしても多いんです。それも8時から2時とか、9時から2時とか、遅くても4時ぐらいとなりますと、やっぱり遅い時間の子どもたちの預かりというのが足りなくなっているという状況の中で、やはり常勤者がいれば、その辺のカバーができるのに、結局残っている常勤者が、いつも遅い時間を保育しなければならないとか、やっぱり偏りが出てきて、それがやっぱりストレスになるっていうケースも少なくないと思います。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○関川委員長 そのほかありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 御説明ありがとうございました。保育士の確保、処遇改善を含め、厳しい状況だという認識は持ってたんですけども、ここまで本当に厳しい状況だなんていうのは、改めて認識しましたし、正直対策を打ってこれなかった我々も少し反省をしているところでございます。先生から出していただいた状況についてというところで、職員採用に向けての取組というところで、令和2年から説明会への参加人数というのを書いていただいているんですけども、やっぱりこの頃から、もう、こういうふうに極端に少なくなってきたという認識でよろしいでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 この時期から減り始めているというのは、傾向としてあります。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 これは何か——例えば、ここに具体的に上がってる近隣の市町村が、こういった保育士確保に向けての様々な政策を打ち出してきたからという要因——そこに起因する要因、大きいという認識でよろしいですか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 そのときは気づかなかったんですけども、後になって周りの状況が見えてきたときに、こういうことがあったから集まりが悪くなったんだなという関連は、そのとき、確認、意識をしております。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 これらの近隣の市町村とは、人口規模も財政規模も、取手市と比べると様々違うところはあるんですけども。今回の請願の中で、処遇改善——というか、求めるといって書いておられますけれども、具体的にどういう処遇改善があったら——当然、取手の身の丈に合ったってところは、これ担当が考えるのかもしれませんが、現場の先生方の立場から、どういう処遇改善、具体的なものがあつたらいいなというふうにお考えなんですか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 まず一つは月額の処遇改善です。月当たり幾らという処遇改善が必要であるということと、あとは、先ほど言いましたように、奨学金を受けて大学に通っている学生も多いので、奨学金の返済の補助といいますか、そういうものがあると学生も非常にうれしいんじゃないかと思えます。それから、後は家賃補助ですけども、東京なんかは8万2,000円出ると——ちょっと破格なんですけれども、取手はそれほど家賃は高くありませんので、全額とは言わなくても、一部でも出ることで負担感が大分減ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○関川委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。この現状を見て、今後何も手を打たなかったら、本当に取手市の保育はどうなってしまうのかなという、本当の心配がありますので、我々も皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。終わります。

○関川委員長 遠山委員？

○遠山委員 請願を提出いただいて、むしろ「ああ、よかった」って思ってたんです、本当に。私たち——前に柏の駅でたまたまこれを見て、「えっ」と思って、そしたら中身が全然、雲泥の差じゃないですか、支援が。奨学金までの補助っていうのまで、私もちょっとそこまでは認識なかったんで。今回本当に、確かに保育士、あと幼稚園教諭の奪い合いじゃなくて、本当に若い子が、子どもが好きという子が——人たちが、こういう仕事をむしろ選んでくれるような、何か聞くところによると、保育士大変だから、幼稚園の先生大変だから、なんないほうがいいよ、こっちがいいよって、勧められるなんていう——親からね。そういう話も最近聞くようになって、やりがいのある仕事なのになあと本当思っ

ていたくらいなんです。ですから、先ほど請願者の方のお話である——今金澤委員のほうからも質疑で、月額の上乗せですとか奨学金の補助、あと家賃補助、これはもう10年も前から隣のつくば市のほうでもこういうのも取り組んでるということで、その時点から、議会では保育所の充実ということで——私元保育士だったもんですから、そういうのを取り上げていたんですけど。やっぱりそういう意味では、もっともっと広く、あと認定こども園というところでは、今回も資料請求をして——皆さん、ほかの議員も共通認識持とうということで資料請求していたんですけど、あくまでも長時間の子どもたちの様子しか分からなかったというところでは、もっと幅広く幼稚園の現状もやっぱり知るべきだな、やっぴいかななくちゃいけなかったなということで、今改めて反省しているところなんです。ですから、そこはもう大いに、齋藤委員も金澤委員も言われたように、もう本当にこれからは、私たちは支援を、ということで提案するしか出来ないんですけど、議会としては、でも、本当にそういう声を大にしていかなきゃいけないなというふうに思っているところです。1点だけ、よく民間保育園のほうからも言われてんですけど、ちょっと多動であったり、手がかかるお子さんの場合、まだ乳幼児だと手帳も——親もまだまだそこまで認識なかったりってことでは、手帳がないと加配もなかなか難しいって、民間としてはそういう声があって、でも、現場に見てれば、加配を必要だなあというときは、私たち——こう言ったら変だけど、自腹切るじゃないけれど、園の中で何とか工面して、充てて、やっぱり子どもたちのためになってやっていますよ、なんて逆にそういう話も聞くんですけど、幼稚園のほうでは、そういった障がい児の教育っていうか、受入れっていうところで、加配せざるを得ない場合なんかは、そういったことはどうなんですか。もう、はなから出来ないのかな。厳しいんでしょうけど。現状、もし何かあればお聞かせください。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 それは幼稚園も状況は同じです。やはり、そういうお子さんたちが増えているというのは、どの園も同じで、ただ人をつけるにしても、人が入ってこないっていう現状の中、いる人たちだけでやらなきゃいけないんで、やはりそこには主任とか、園長が直接関わるというケースも多いですし、時にはお断りしなきゃならないというケースも出ています。非常にやはり、そこは恐らく取手市だけではないと思うんですけども、全国的に増えておりますので、非常にそういう問題も、あわせて保育士が足りないっていうところは大きな問題になっています。

○関川委員長 ほか。

杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。私から、やはり今、保育士の処遇改善というところは、私も一般質問等でもやらせていただいたんですけども、今、こちらに書いてある取手地区となっている守谷市・龍ヶ崎・つくばみらい市・利根町においては、状況的には——分かる範囲で結構なんですけれども、実際どうなんで——同じような状況なんでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 取手地区においても状況は全く同じです。やはり、守谷のほうも同じ

ように厳しいとっておりますし、龍ヶ崎なども同じ状況であります。

○関川委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。やはりそうなってくると、こちら、いろいろ各自治体で行っている独自の処遇改善等がやはりないところが、同じような状況ということ——認識でよろしいでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 実は龍ヶ崎などでは、家賃補助は出ているんです。これ市役所——保育士等就労促進家賃補助というのが龍ヶ崎のホームページには載ってたんですけども。あと守谷市のほうでは、新規採用保育士就労助成金ということで月額7,000円、1年間だけっていうのは出ているんですけども、結局、魅力がないと出しても難しい、集まらないという状況には変わりがないということになると思うんですね。やっぱり、それだけインパクトのあるものが出てこない、学生には受け入れてもらえないというのが現状じゃないかなというふうに思います。

○関川委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。やはり分かりやすい——学生にとって、若い子たちにとっては、そういったお金の面っていうところが分かりやすいところではあると思うんですけども、やはり、それに対して支援を行っていくと。取手市としても何かしらできる策がないかというのを考えていくべきだと思うんですけど、実際それ以外の何かしら取手の取組で、こういうものがあつたらいいんじゃないかというのはあつたりしますか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 就職説明会などで、幼稚園が企画すれば幼稚園は入るんですけども、そうじゃない就職説明会などで、幼稚園が除かれてしまうケースがあつたりとか、こういう……

[宮本請願提出者資料を示す]

○宮本請願提出者 (続) 先ほど柏市の——ちょっとこれは古いんですけども、それが一番新しいやつかと思うんですけど、非常に分かりやすく——松戸などもそうなんですけれども、分かりやすく——見た目にはすごいなと思えるようなそういう宣伝をしているんですね。それが市を——市が民間の施設に対しても、そういう物をつくってやっているところと大きな力があるんじゃないかなというふうにも思っています。

○関川委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。やはり、できること、できるだけやっていかなきゃいけないなど、今この状況なんで。現実的なところも含めて検討をやっぱりしていくべきだなとも思いますんで、いろいろとありがとうございました。最後に、採用しても長く続かない職員も多く、となってるんですけども、こちらについては、理由としては——大きな理由は何かあるのでしょうか。

○関川委員長 宮本さん。

○宮本請願提出者 理由は様々だとは思いますが、ちょっと病気を抱えていらっしゃる方がいたり、なかなか適用出来ないというケースもあつたりするのは現実です。あ

とは、やはり経歴を見るといろんなところに行かれているっていう方もいらっしゃいますので、マッチングがうまくいってなかったということになると思うんですけども。

○**関川委員長** 杉山さん。

○**杉山委員** ありがとうございます。いろいろな様々な要因があると思います。やはり、このまま現状をただ見て見ぬふりは出来ないと思いますので、しっかりと私たち——私も考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○**関川委員長** そのほかありませんか。

佐野委員。

○**佐野委員** すみません。このたびの、本当、請願で、切実な現状を受け止めさせていただきました。ありがとうございます。今、ちょっと離職とかの話も出たんですが、実務的なやはり給与だとか、そういった待遇改善も本当に重要だと思うんですが、離職等の原因の一つになるような、例えばメンタルのケアとか、そういったことに関しては何か今現在お取組などがございますでしょうか。

○**関川委員長** 宮本さん。

○**宮本請願提出者** これは各園個々に行っていることだと思うんですけども、当園でいいますと、それぞれの学年にそれをサポートする——指導担当というんですけども、そういう先生を付けたり、いつでも話ができるような環境をつくっていくという配慮は、特にこのところ、やはりメンタル的に、問題を自分で抱えてしまう方が多いので、そういうことがないようにケアをするようにはしております。

○**関川委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。私ちょっと前職でカウンセラーやってたんですけど、やっぱりクライアントさんでも保育士さんの方とか結構非常に多くて、離職の要因としてはやっぱり待遇面というほかに、やっぱりその精神的なものだったりとかっていうことでの離職っていうのが結構多く——と聞いています。ちょっと様々皆さん問題抱えてらっしゃる、実情は違うと思うんですけども、やはりそこら辺をやっぱりしっかりとお取り組みいただいて、市とも協働しながら、例えば中で、しっかりとした専任の方をつけて相談室を設けるとか、あとは外部のカウンセラーさん呼んで定期的にそういった相談会などを行うとかということでお取組されている園の情報とかもありますので、ぜひ今後もそれに向けて、取組の計画も立てていただければと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** ちょっと処遇改善と、請願の事項とはちょっと全く別の角度からなんですけども、合同説明会などを行ったときというのは、どのような方が対応して学生さんたちとかを呼び込ませているのかって、状況とかって分かりますか。

○**関川委員長** 宮本さん。

○**宮本請願提出者** 各園の園長先生であったり、現場の先生が来ることもあります。それぞれ2名から3名ぐらいで、学生の話をしていろいろ聞きながら行うということで、取手地区でいいますと15園ぐらいが集まってやるんですけども、3名しか来ないとか、そんな

状況です。

○**関川委員長** 石井委員。

○**石井委員** 分かりました。やはり女性——保育士さんって大体女性の方が多いと思うので、例えば女性の方で、例えば若い人とか、例えば——皆さんでもいいと思うんですけど、例えばそういう同じ世代とか、一緒に——何て言ったらいいのかな、そういう女性の方が対応したりとか、そういったところも改善していったほうがいいんじゃないのかなとちょっと思ったのと、本当に東京に行くと、もう園長先生って1,000万円クラスもらったりとか——というのは私の知人が埼玉と長野で保育園を運営してて、そういった話を聞いている中で、やっぱりいろんな努力はされているし、30代で経営者になって、地域の——ちょっと落選しちゃった女性の議員さんとか、そういった人たちを呼び込んで、いろんな仕掛けをしてたりとか、やっぱりそういったところで魅力をつくっていったりとかしてる努力もあるので、そういったところも取り入れながらやりつつ、処遇改善の部分は私たちの部分で出来たらいいのかなとちょっと思いました。

○**関川委員長** そのほか、大丈夫ですか。——質疑なしと認めます。

これで、請願第43号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。宮本さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

〔宮本請願提出者退席〕

○**関川委員長** 次に、執行部に確認したいことがある委員は、挙手願います。

齋藤委員。

○**齋藤委員** それでは、執行部の皆さんに、ちょっと質問を。まず、合同説明会をずっと取手地域していただいて、これは今回の請願にあるような内容のことを心配もしていただいて企画していただいて、それで何回か私も一緒に見させていただいたことがあるんですけど、参加人数はどんどん減ってきておりますし、ずっと担当していらっしゃって、その雰囲気——何を職員——現場の担当の課としては、こういうことを現状見られて、職員としては、どのようなことを今まで感じられておりましたか。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** 子育て支援課の飯塚と申します。齋藤委員の質問のほうに答えさせていただきます。合同就職説明会、毎年開催しております。ただ、コロナ禍においては集まるということがなかなか難しかったので、出来なかった年がございました。あとは、昨年度からはオンラインという形で集まらなくても済むような、直接ご自宅から、あと園のほうとつないでやるというような形で、実際——実施してきたところになります。私も担当は変わってしまったので、その前の状況というのを分かるわけではないんですけども、やはり前の資料を見てみると人数のほうが少なくなっているのかなというのは、実際に感じております。そうはいつでも民間の方、全部声をかけまして、それから学校のほうに——保育のほうの養成の学校のほうですね、関東近隣全部声をかけてお願いしているところで、あとは取手市のホームページですとか、あとは広報のほうにも載せて、QRコードで皆様入れるような形で、若い方にも入っていただけるような形で、いろいろ工夫はしているんですけども、なかなかちょっと入っていただけないというのは実際感

じているところです。実際来ていただいた方に見ていただいているところは、直接園とつないでますので、園の様子だったり先生のインタビューだったりということで、非常に工夫を凝らしてやっていただいているんですけども、いかんせんやっぱり集まる方が少ないなというところで、ちょっと寂しく感じているところではございます。以上になります。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 多分、本当に現場でいらっしゃるから、園長先生たちと同じ気持ちを、立場が違うので——どう表現していいかわからないけれども、同じように多分、市内の保育状況を心配してらっしゃるのは間違いはないと思います。それで、実際に千葉県含めて東京都の状況なんかも、もうこれ格段に差があるような状況も、もう既に御存じかもしれないけど、今回資料としても一緒に目にしているわけですけども、こういうような状況を考えて、やっぱり若い人は——若い人じゃなくても、条件のいいほうに行きたいなっていうのをね、人間のもう本当にそれは同じですよ。そういうことを考え——こういう情報を目にしてられて、今の、それもちょっと感想的——感想を聞かせていただければと思います。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えいたします。お話にあるように、保育士不足というのは非常に課題——深刻な課題として捉えております。しかも、最近は発達に課題があるお子様というのが増加してまして、保育士さんを国の配置基準以上に配置しているというような園が、公立はもちろんなんですけど民間園のほうでも増えてきているというような形です。また、地域においては、保育士の囲い込み、こちらが発生しておりまして、柏市や松戸市の保育人材が東京都内に流れている。また、柏市や松戸市のほうは、今度東京都内に流れているというような形で、保育士の人材が取手市からどんどん遠くに流れていってしまうというのは思われます。これについては様々な理由があるとは考えますが、もともと茨城県よりは千葉県、千葉県よりは東京都のほうが、基本的に給与が高いということはございます。それに上乘せになりまして、都道府県や各自治体で実施している保育士の独自の処遇改善の補助金、どうしても財政力がある自治体が手厚い補助金を支給することで保育士を確保しているということが要因として考えてはおりまして、ちょっと危機感というのは持っております。以上になります。

○齋藤委員 結構です。

○関川委員長 そのほか。

鈴木副委員長。

○鈴木委員 私から二、三、確認の意味で、執行部に質問したいと思うんですけども。先ほど請願代表者からもありましたけれども、民間保育士の離職率の高さが非常に高いというような資料もいただいているんですけども、これ公立の保育所の離職率ってのはどうなんでしょうかね、現状としては。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 鈴木委員の御質問にお答えさせていただきます。公立においても全くゼロというわけではないんですが、やはり民間に比べましてはかなり低いものと

感じております。以上です。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 それは——どうですかね、低いっていうことは——民間よりも低いということとは、待遇的な問題で、やっぱり民間よりも待遇がいいという判断でしょうか。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えさせていただきます。鈴木委員のおっしゃるとおり、やはり待遇面、給与のほうが私たちと同じ公務員ということで、行政職の給与を支給しております。また、福利厚生面というの、やはり民間の保育施設に比べましては充実していると感じております。民間園のほうの給与が低い理由といたしましては、国の基準であります公定価格というものがあまして、その基準に応じて給付費というのを市からお支払いしているんですけども、どうしてもその中でやりくりしなければいけないという部分があって、独自でどんどん上げていくということがなかなか難しいことが要因にあるかなと感じております。以上です。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 ありがとうございます。それと現在、取手市では民間幼稚園とか保育園に対しての補助とかそういった助成金とか、そういうのがあればちょっと教えていただけますか。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 お答えいたします。取手市独自の給与に対する補助金というのが何個かございまして、令和24年から施行しております取手市民間保育園と——平成24年から、失礼いたしました——施行してます取手市民間保育園等運営費補助金というのがございます。その中の2つほど、民間保育園等職員給与改善費、こちらが経営基盤の安定及び職員の処遇向上を図るための経費として、40人以上の定員がある園については9万円——こちら、ごめんなさい、ゼロ・1・2歳児を受け入れている園だけにはなるんですけども、9万円掛ける開園月数ですので、大体12か月分の支給がございまして。それと、民間保育園等格差是正費というのがございまして、こちらは職員の労働条件の改善及び保育内容の向上を図るために要する経費としまして、土曜日に開設している保育時間掛ける日数掛ける910円と——掛ける職員数という形で支給はしております。これが民間保育園の運営費補助金になります。それとまた別に

〔トータルの金額〕と呼ぶ者あり〕

○飯塚子育て支援課長補佐 (続) トータルの金額が、16園に支給しておりまして、3,175万820円——これは令和4年度の決算額になります……。

〔16園で〕と呼ぶ者あり〕

○飯塚子育て支援課長補佐 16園です。そうですね……

〔「総額で」と呼ぶ者あり〕

○飯塚子育て支援課長補佐 総額で3,100万円ぐらいですね。3,100万——3,100万円になります。総額です、全部の。

〔「内訳聞きたいの、内訳」と呼ぶ者あり〕

○飯塚子育て支援課長補佐 内訳、まず最初の給与改善費、こちらが1,728万円。それから格差是正費のほうが1,447万820円で、合計で3,175万820円という形になります。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 それで、1園あたりは幾らぐらいになるんですか、大体総額で。ざっくりで。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 そうですね、1園当たり大体200万円弱ぐらいになります。

〔発言する者あり〕

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 ありがとうございます。それと3点目が、請願代表者が述べたようにですね、一番が——要するに月額の処遇改善というのを求めているわけですが、これつくば市では、これ月額、常勤の保育士さんで3万円給与に加算、補助として支給しているという状況ですが、例えば取手市で3万円の補助金を出した場合、総額で幾らぐらいの金額になるか教えていただければと思います。

○関川委員長 佐藤課長。マイク入ってないです。

○佐藤子育て支援課長 子育て支援課、佐藤です。鈴木委員の御質疑にお答えさせていただきます。こちらで、つくば市と同等の3万円の金額で試算した場合の金額のほう、お伝えさせていただきます。3万円掛ける12か月分、掛ける認可保育施設職員400人という想定と、認可外保育施設20人という想定で、年間で約1億5,120万円という金額となります。こちら処遇改善の助成金より保育士さんたちが充実することを考慮すると、この額は毎年膨れ上がることとなりますので、またこれを未来に渡り支給し続けることが必要となっている、そういった現状となっております。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 どうもありがとうございます。以上で私は終わります。

○関川委員長 そのほか、はい。

金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。さっきの請願者の方のお話を聞いてると、他の自治体がこういった補助を打ち出し——政策として打ち出し始めてから、この危機の状況が始まったのではないかというのは、推測かもしれませんがそういう状況でございます。担当課としては、ここまで——例えば説明会やっても1けたの人しか来ない、こういう危機的な状況っていつ頃から把握されてました。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 金澤委員の御質疑にお答えさせていただきます。いつ頃からという、私は3年目になるんですが、3年——来たときには、もう危機感というのは感じておまして、私のほうで各施設のほうに立入り監査ということで、毎年どういった状況で運営してるのかとか安全性とか確認しに行ったりするんですけども、当初の頃から職員のほうが足りないという声と、あと手当とか何かもらえないかというような声は届いておりましたので、かなり前からそういった声があったのかなと感じております。以上にな

ります。

○**関川委員長** 金澤委員。

○**金澤委員** 担当の方は、市役所の中、異動がありますけれども、行政の継続性という意味では、これはしっかりと、重要な問題なので継続的に認識として受け継がれなければならないと思うんですけれども、その中で、近隣が出してるような、さっき例えば月3万円出したら1億5,000万円、さっき出るっていうような、これだけの余裕がないのは、我々も予算・決算見てれば分かるんですけれども、何かちょっと考えようとはしませんでした。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** お答えいたします。当市といたしましても、やはり予算上なかなか厳しいというのは分かっておりますので、こちらでできることということで、県のほうに要望ということを考えておりまして、一応担当レベルといたしましては、県南地区——同じような悩みをどこも抱えていますので、県南地区と協力いたしまして、県の待機児童対策ヒアリングというのが毎年あるんですけれども、呼ばれるときになるんですけれども、事務担当者として県の担当者に直接要望というのはやっております。また、県の保育行政指導監査というのが毎年あるんですが、そちらに県の要望事項がありますか、という欄がありますので、こちらでも処遇改善のほうの要望はしております。また市のレベル、市全体のレベルになるんですけれども、県内の市町村、それから県議会議長、町村会、町村議長会というもので構成されている茨城県4団体連絡会議というのがございます。今年10月にあったそうなんですけれども、例年県政についての要望活動というのがそちらで実施されるということになっております。このため例年5月頃に、市長会へ、県政の要望事項についての調査というのが取りまとめがございますので、取手市として、保育士、保育教諭への処遇改善の実施というのを要望していきたいと思っております。以上です。

○**関川委員長** 金澤委員。

○**金澤委員** 取手市の保育行政の大きな計画として、保育所整備計画があると思います。今、答弁の中に、取手市全体として捉えてるということだったので、当然、政策も含めて、この問題は——当然整備計画をつくっているわけですから、政策も含めて取手市全体としての問題意識としてしっかり共有してるということによろしいですか。

○**関川委員長** 佐藤課長。

○**佐藤子育て支援課長** 金澤委員の御質疑にお答えさせていただきます。まさに、金澤議員がおっしゃるように、来年度1年間かけて、今後、市民の皆様からのニーズ調査をした上で、第五次保育所整備計画を策定する準備をしております。やはりその中で、そういったこの保育士不足という課題は、今までにも一番大きな課題となっているところですので、今後も、取手市の保育士さんたちの質の向上、安全面を考えた上で、そちらは一番の課題として考えていきたいと思っております。以上です。

○**関川委員長** 彦坂部長。

○**彦坂福祉部長** 福祉部、彦坂です。先ほど委員おっしゃった政策部門・計画部門との様々な情報共有、同じ共通認識という部分につきましても、しっかり持って、情報の共有も既にしておりますので、そのような形で全庁的な課題として捉えております。

○**関川委員長** ほかありますか。

石井委員。

○**石井委員** 1点だけ、ちょっと確認なんですけども。飯塚補佐からも話があったように、保育士さんの処遇改善に関する問題って、恐らくここ——始まったばかりではなくて、もう本当に10年前とかそのぐらい前から遡ると、そういった問題が起こったと思うんですが、取手市の独自の自治体でやっていくというのは本当限界があると思うんです。その中で、国のほうでは、こういったこの処遇改善については、こういった今議論がされているのかとか、やはり国の——やはり都心はいいと思うんですよね、本当に皆さんちょっと足延ばせばちょっと時給がいいところにみんな行ってしまうので。ただ私たちみたいな地方の保育園とか——幼稚園とかは恐らく大変な状況だと思うんです。そういった部分で国のほうではどのように捉えているのかとか、そういった情報というのは下りてきているんでしょうか。

○**関川委員長** 飯塚補佐。

○**飯塚子育て支援課長補佐** 石井委員の御質問にお答えさせていただきます。現在、処遇改善につきましては、処遇改善1、処遇改善2、処遇改善3と、3種類の国の公定価格とあって、先ほどの基準、そちらの中でうたわれております。全管内の認可保育施設のほうでは、全てそちらは満たしておりますして支給のほうもされております。ただ、やはりこちらは不十分というふうに考えておまして、こういった問題が出てくるかと思っておりますので、国のほうの動向を注意していきたいなとは思っております。以上になります。

○**関川委員長** そのほかありませんか。

遠山委員。

○**遠山委員** もう昔から、これ、ついこの間から始まった問題じゃなくて、それこそ公私間是正なんていう文言があるくらい、やっぱり同じ仕事をして、それも同じ取手市の子どもたちですよ。それでいろいろな部署で——ところで、保育、そして教育してもらってるところでは、本当に大事にしていかなくちゃいけないと思うんです。ですから、給与の面でもそうだし、待遇、それこそ環境も含めて、私は同じにしていかなくちゃならない、同じ取手の子どもだよ、ということで再三議会でも取り上げてはいたんだけど。せっかく、こうやって請願も現場から声を届けて、請願出してくれてるところでは、全員に補助金やりたいところだけれども、せめて、これから希望を持って、若い人が保育従事者になるような、保育士や教諭になるようなところで、やっぱりあの手この手、これだけ、まずは、「まずは」、こういう補助金だったらそこから始めるとかね。あとは、国のほうも処遇改善、ここ二、三年前からやっていますよね、でも主任だけだったとか、なんかちょっとやっぱりアンバランスだったというところで——でも国の努力も私は受け止めてはいたんですけど、そういう形ででも、何か手だてをという、せっかく請願者もみえてるんで、何か今考えがあれば。

○**関川委員長** 佐藤課長。

○**佐藤子育て支援課長** 遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。委員おっしゃるとおりだと思います。こういった保育士不足の大きな課題に向けて、市は何もやらないのか、

というところなんですけれども、やはり先ほども金額面のほうで、処遇改善をやった——3万円でやった場合の金額、1億5,000万円と申し上げましたが、そういったことを考えると、やはり今すぐそういった対応は出来ないのが現状ではありますけれども、やはり何か工夫して、私たちで——範囲の金額のこととか、支給できる範囲のことを考えたり、何かいろんな手だてを考えて、他市の状況なども参考にさせていただきながら、取手市としてできることを、子育て支援課のみでは進められない事業となりますので、私たちも財政面のことも考慮しなければいけないと思いますし、いろいろな関連部署と協議しながら進めたいと思っております。また、そのほか、県の制度とかほかに使えるもの、そういった周知などとか、やはりしっかりと今後も現場の声を聞き入れて、どういったところに困り感があるのかというところをしっかりと皆様から聞いた上で、その都度協議させていただきながら、いろんなことを前向きに検討させていただけるように、私たちも考えていきたいと思っておりますので。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 それで、よく公立・民間、園長・所長たちの会議というのは——今から会議、というのはよく出くわしたりするんですけど、幼稚園とか、そういった側の——認定こども園だけじゃなくても、認定こども園で、という園長もちろん来るとは思うんですけど、連携は取ってると思うんですけど、保育の——世話してもらってるわけだから。ただ、さらに幼稚園のほうの会議というようなのは、子育て支援課としてもやってるんですか。ごめん、そこまでちょっと見えてなかったんだけど、その辺聞かせてください。

○関川委員長 飯塚補佐。

○飯塚子育て支援課長補佐 遠山委員さんの御質問にお答えさせていただきます。幼稚園も同じ施設ということで、年に4回大きな会議、所長・園長会議がございます、その中では来ていただきまして、お話一緒に聞いていただく機会を設けております。以上になります。

○関川委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひ、今アンケートを取っているということなんですけど、ニーズ調査。審議会のほうでも、やっぱり具体的なことを審議——委員の皆さんにも投げかけて、現場の声を吸い上げていくような、そういう機会もあるはずなんで、丁寧にその辺やっていただければと思うんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○関川委員長 そのほかありませんか。——これで、請願第43号の審査を打ち切ります。

当委員会に付託された請願の討論に入る前に、確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとする、とあります。議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は、挙手願ひます。

○遠山委員 確認——というか……。

○関川委員長 確認……。それでは、当委員会付託事項のうち、請願第43号について、委員間討議を行います。討議に先立ちまして、各委員に申し上げます。発言を希望する委員は挙手し、委員長の指名の後、発言するよう願ひます。

遠山委員。

○遠山委員 現場の声を聴かせていただいて、共通認識出来たなというふうに私も思っているんですね。請願事項で、国県に対する意見書を提出してくださいということなのですが、その点についてどうですか。委員長の方に、何かたたき台のような案というのは届いているんですか。

○関川委員長 鈴木副委員長。

○鈴木委員 遠山さんの質問なんですけども、事前に、請願代表者から素案を私のほうにいただきまして、それは国県なんで、国・県に——1枚の紙で通用する、その請願、これは議会事務局からもアドバイスを受けながら、一応素案としてはつくっております。

○関川委員長 ほかよろしいでしょうか。——以上で、請願第43号についての委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論ある委員は挙手願います。齋藤委員から——みんな賛成でしょう。

[笑う者あり]

○遠山委員 今日は賛成。

○関川委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今日は賛成……。

○遠山委員 この件は賛成。

○齋藤委員 それでは、齋藤久代です。賛成の立場で、それでは、請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願について、賛成の立場で討論いたします。今回——すみません、今回請願をいただきましたけれども、これは本当に各委員がそれぞれつい最近発生した問題ではなくて、多分、常日頃から議員活動の中で感じられている、課題の——子育て政策に対する課題の一つだというふうに思っているんじゃないかなと思います。私もその一人です。それで、私たちが本当に期待——願うのは、取手で健やかに子育てが安全安心な上で行われるということですけども、そのためにはやはり、この環境が——子育ての環境が充実しているということは、とても大切なことだと思います。今回、請願者の皆さんが出された意見・内容はもったもたことでもあります。それでどこまで取手市が独自でできるかということになりますと、これはいろいろこれからいろんな議論が必要なのかもしれませんけれども。もう本当に何とか、請願の皆さんのお気持ちに沿ったような施策が展開できるように願いまして、私は賛成とさせていただきます。以上です。

○関川委員長 次に、遠山委員。

○遠山委員 私たち共産党としても大賛成です。よく本当に現場の方——現場からこういった請願を出してくれたなって本当に思っているくらいです。先ほど質疑、交換の中でも発言しましたが、やっぱり同じ取手市民なわけですよ。公立・民間含めて、保育所・保育園・幼稚園・認定こども園と、みんな同じでね。やっぱりそこを、一気にというのは難しいということも本当に誰も分かっていることなんですけど、もうできるところからでもいい。私は新鮮に先ほど受け止めたのは、そういった若い人で、男の子も、今、男性保育士にいますから、そういう意味では男女問わず、子どもたちにかかわりたいっていう、そういった希望を見いだせるような、そういったこう——行政側からそういったものも、取手

市の中でアピールっていうか、育てていけたらいいなあっていうふうにむしろ思っているくらいです。ですから、ここに今回上がっている請願に対しては、本当に、いずれも賛成ということで。以上です。

○関川委員長 次に、鈴木副委員長。

○鈴木委員 私も請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願に対して賛成討論をさせていただきます。請願代表者から、いろんな聞き取る状況をした中で、これだけ取手市の保育士不足が深刻だというのは、正直いって私もあまり認識なかったんですけども、非常に事情を聞いて、切迫した状況なんだなということを再認識——というか、認識させていただきました。特に、やはり金銭的な面で、近隣の市町村から比べて、取手市が保育士等の処遇改善等がまだまだ達してないということで、例えば取手の人材がほかの市町村に流れたりという状況も非常にあるということなんで、やっぱりこれは質の高い幼稚園教諭・保育士等を確保して、現場である程度余裕を持った職場環境をつくっていくためには、取手市の支援が必要なのかなと思ひまして、賛成討論をさせていただきます。以上です。

○関川委員長 そのほかありませんか。——討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。請願第43号、保育士等の処遇改善に関する請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○関川委員長 全員賛成です。よって、請願第43号は、採択することに決定しました。

お諮りします。本請願の請願事項1について、執行機関に送付し、処理経過と結果を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。本請願の請願事項2について、意見書を委員会提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 異議なしと認め、委員会提出議案として意見書を作成いたします。案文整理のため休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○関川委員長 再開します。

お諮りいたします。サイドボックスに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

ここで委員長より申し上げます。保育士や保育教諭、幼稚園教諭の処遇改善については課題があると考えます。今後の動向を注視していくことを、次任期の福祉厚生常任委員長

に引き継ぎたいと思います。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

最後に、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関川委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。これで福祉厚生常任委員会を閉会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長
